（共同国際連携教育課程の場合の国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条の五　第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携専攻に係る施設及び設備については、それぞれの大学院に置く当該国際連携専攻を合わせて一の研究科又は専攻とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学院ごとに当該国際連携専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［条を加える。］

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第四条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条）	第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　教員組織（第四条・第五条）	第二章　教員組織（第四条・第五条）
第三章　教育課程（第六条―第十一条）	第三章　教育課程（第六条―第十一条）
第四章　課程の修了要件等（第十二条―第十六条）	第四章　課程の修了要件等（第十二条―第十六条）
第五章　施設及び設備等（第十七条）	第五章　施設及び設備等（第十七条）
第六章　法科大学院（第十八条―第二十五条）	第六章　法科大学院（第十八条―第二十五条）
第七章　教職大学院（第二十六条―第三十一条）	第七章　教職大学院（第二十六条―第三十一条）
第八章　共同教育課程に関する特例（第三十二条―第三十四条）	第八章　共同教育課程に関する特例（第三十二条―第三十四条）
第九章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十四条）	第九章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第十章　雑則（第四十五条）	第十章　雑則（第四十二条）
附則	附則

（法科大学院の教育課程の編成方針）

第二十条の二　法科大学院は、教育課程の編成に当たつては、次条第一項各号及び第六項各号に掲げる授業科目を段階的かつ体系的に開設するものとする。

2　［略］

（法学既修者）

第二十五条　法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条第一項第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2～4　［略］

（共同教育課程の編成）

第三十二条　二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2　［略］

（法科大学院の教育課程の編成方針）

第二十条の二　法科大学院は、教育課程の編成に当たつては、次条第一項各号及び第四項各号に掲げる授業科目を段階的かつ体系的に開設するものとする。

2　［略］

（法学既修者）

第二十五条　法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条第一項第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2～4　［略］

（共同教育課程の編成）

第三十二条　二以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第六条の規定にかかわらず、当該二以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該二以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修了の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。）を編成することができる。

2　［同上］